

## アルカスSASEBO自動販売機(清涼飲料水等)設置業者募集要項

アルカス SASEBO 指定管理者:公益財団法人 佐世保地域文化事業財団

1. 目的 アルカス SASEBO 来館者へのサービス向上を図るため、自動販売機(清涼飲料水等)を設置・運営する事業者を募集します。

2. 物件 アルカス SASEBO 館内における、以下の2台の自動販売機設置を募集します。

	件名(設置場所)	台数
①	3階会議室ゾーンA区分自動販売機設置	1
②	3階会議室ゾーンB区分自動販売機設置	1

※詳細は図面1のとおり。

3. 契約期間 令和2年4月1日から令和3年3月31までの1年間

4. 仕様条件 災害対応型であり、かつ消費電力量の低いものであること。

5. 営業条件

- ①設置・商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充等は、必ず設置者が行うこと。
- ②設置者は常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収、自動販売機周辺の美観の維持に努めること。
- ④故障及び苦情等については、設置者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に連絡先を明記すること。
- ⑤自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ⑥各月毎に売上を算定し、翌月末までに販売手数料を財団へ支払うこと。
- ⑦電気代は財団が負担する。

6. 参加条件 次の要件に掲げる条件にすべて該当するものとする

- ①入札に参加する物件について、販売手数料率20%以上を設定可能であること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③地方自治法施行令第167条の4第2項各号いずれかに該当し、一般競争入札への参加が制限された者で当該制限が決定された日から2年を経過していない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ④次のいずれにも該当しない者であること
  - イ 佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である者。
  - ロ 佐世保市暴力団排除条例に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者。

令和2年2月27日

- ハ 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者。
- ニ 暴力団員が役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)となっている事業所又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者。
- ホ 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者。
- ヘ 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由を除き、暴力団等に対して金品その他の財産上の利益の供与をした者。
- ト 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者。
- チ その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者又は警察等捜査機関が確認した者。
- ⑤長崎県暴力団排除条例(平成23年長崎県条例第47号)第33条第7項の規定に該当しない者であること。
- ⑥無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- ⑦法人にあっては佐世保市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては佐世保市内に住所を有すること。  
ただし、佐世保市内に支店又は営業所を有する法人にあっては、公告日から起算し、過去5年以上の期間にわたり佐世保市内に支店又は営業所を開設していること。
- ⑧自動販売機の設置及び運営業務について、公告日から起算し、過去2年以上の期間にわたり佐世保市内の実績を有していること。
- ⑨佐世保市税、国民健康保険税、消費税及び地方消費税に関し、未納がないこと。

7. 申込方法 入札へ参加を希望される方は、定められた受付期間内に入札参加申込等の関係書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受ける必要があります。

①入札参加申込等の受付期間(持参のみ、FAX、郵送、メールは受付不可とします。)

令和2年2月27日(木)から3月5日(木)の午前9時から午後17時まで

②必要書類

別表1のとおり

③提出先

佐世保市三浦町2番3号

アルカス SASEBO 財団事務所

8. 入札方法 ①条件付一般競争入札とします。

②入札日時: 令和2年3月9日(月) 午前10時

③入札場所: アルカス SASEBO 小会議室

④入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し、申込者に通知します。

なお、一度入札への参加を認められた者であっても、入札参加資格の要件を満たさなくなつた場合は、その参加資格を取り消すこととします。

⑤入札当日の持参書類

※アルカス SASEBO 飲料自動販売機設置入札書(※様式3)

(代理出席の場合は委任状(※様式4)と併せて必要)

⑥入札は、「2. 物件」の表中における①・②の設置場所毎に実施し、販売手数料率の提示による入札とします。ただし、①の物件を落札した事業所は、同一エリアにおける販売品目の偏りを避けるため、②の物件の入札には参加できませんので、ご注意ください。

⑦決定方法

販売手数料率提示による入札とし、一番高い率を提示した事業所に決定します。

同率の場合は、消費電力量の低い機器を提供できるものを優先します。消費電力量も同じ場合は、くじにより決定します。なお、落札後、応募条件を満たさない事が判明した場合には、決定を取り消します。

⑧現場説明

現場説明については実施しませんので、事前に入札物件を確認し、現況を熟知した上で入札してください。なお、現地(設置場所)の確認が必要な場合は、**令和2年2月27日(木)から令和2年3月5日(木)の午前9時から午後17時までの間に**、アルカス SASEBO 財団事務所管理部担当 村岡まで事前連絡の上、ご来館ください。(0956-42-1111)

9. 質問

①質問については、質問票(※様式5)により、FAXでのみ受付します。

②受付期間 **令和2年2月27日(木)から令和2年3月5日(木)までの午前9時から午後17時までの間**とします。

③送付先 「10. 問合せ先」に記載するFAX番号へ送付ください。

④回答 隨時、回答致します。

10. 問合せ先 アルカス SASEBO 指定管理者

公益財団法人 佐世保地域文化事業財団 管理部 担当 村岡

〒857-0863 長崎県佐世保市三浦町2番3号

TEL:0956-42-1111 FAX : 0956-24-0051